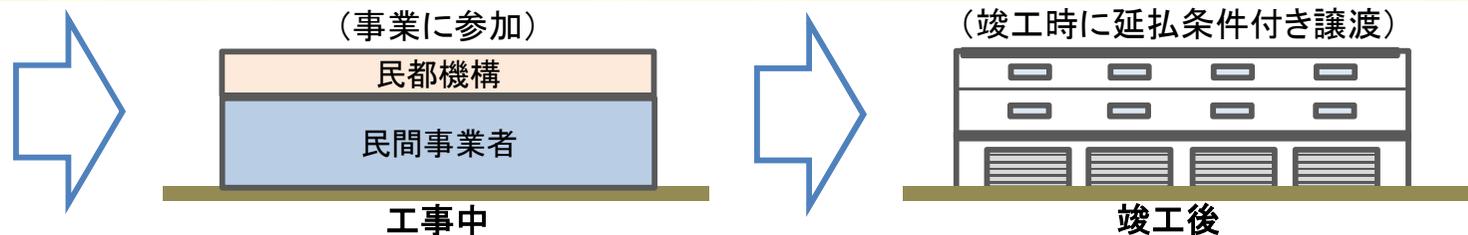


港湾における民間活力を活用した津波等からの避難機能の確保

(特定民間都市開発事業【共同型都市再構築業務(港湾)】)

- 物流・産業等の機能が沿岸部に集積する港湾においては、津波等の大規模災害の発生時における避難場所の確保が課題となっているが、現状では、港湾労働者等の避難が可能な高台や避難施設が十分に確保されていない。
- 港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対する支援を行う。(一財)民間都市開発推進機構を通じた支援制度)



制度利用のための主な要件等

【支援スキーム】

- (一財)民間都市開発推進機構が事業費の一部を負担し、共同事業者として民間事業者の実施する施設整備事業に参加する。施設竣工後、同機構は施設の同機構持ち分を民間事業者に譲渡し、長期延べ払いで返済(最大20年償還)を受ける。

【支援対象施設】

- 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、公共施設の整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設。

【支援限度額】

- 「総事業費の50%」又は以下に示す「公共施設等の整備費」のいずれか少ない額

公共施設	緑地、道路、港湾における係留施設等
都市利便施設	荷さばき施設、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等
建築利便施設	昇降機、共同利用部分(玄関ホール、廊下、階段、便所等)、電気室、機械室等

【支援要件】以下の支援要件をすべて満たすことが必要

- 緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの
- 事業区域面積:500m²以上 延床面積:2,000m²以上
- 防災上有効な施設(退避経路及び退避施設等)を有する建築物(港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限る。)の整備に関する事業
- 地方公共団体等が定める避難計画等への位置づけ
- 地震や津波に対する構造安全性の確保

○支援対象施設のイメージ(倉庫の例)

